



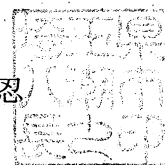
八潮市告示第 471 号

古新田保育所再整備基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について

古新田保育所再整備基本計画・実施設計業務委託について、公募型プロポーザル方式により受注者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年10月24日

八潮市長 大山 忍



1 業務の概要

- (1) 業務名称 古新田保育所再整備基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 古新田保育所再整備に係る基本設計及び実施設計業務のほか、詳細については、特記仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年10月31日まで
(基本設計：契約締結の日から令和6年4月30日まで)
(実施設計：基本設計完了後から令和6年10月31日まで)

2 実施要領等の配布

- (1) 配布方法
八潮市ホームページからダウンロードによる。
- (2) 配布期間
令和5年10月24日(火)から令和5年11月8日(水)(参加表明書等提出期限まで)

3 担当課

八潮市 子ども家庭部 子育て支援課
〒340-8588
埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
TEL：048-996-2111 (代表：内線427)
E-mail: kosodate@city.yashio.lg.jp

4 参加資格及び条件

(1) 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべてを満たしている者とする。

ア 原則として参加表明書等の受付日までに、「令和5・6年度八潮市競争入札参加資格者名簿」に設計・調査・測量業務のうち建築関連コンサルタントの業種で登録があり、埼玉県内に本・支店を有する者。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

エ 建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。

オ 公告の日から契約締結の日までの期間において、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、裁判所から更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有した者は対象とする。

(2) 参加条件

上記(1)の参加資格を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

【提出者等の実績】

ア 提出者は、平成25年4月以降に元請として日本国内で実施設計を完了した新築工事で、延べ面積1,100㎡以上の国若しくは地方公共団体の保育所又は平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示98号」という。）別添二第十一号第1類の建築物の設計実績を有すること。

イ 管理技術者は、平成25年4月以降に日本国内で実施設計を完了した新築工事で、延べ面積1,100㎡以上の国若しくは地方公共団体の保育所又は告示98号別添二第十一号第1類の建築物の設計実績を同立場若しくは意匠主任技術者として有すること。

5 参加表明書等の作成及び提出（一次審査）

(1) 提出方法

ア 提出期間

令和5年11月2日（木）8時30分から

令和5年11月8日（水）17時15分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで。

イ 提出先

3に掲げる担当課

ウ 提出の方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

6 技術提案書等の作成及び提出（二次審査）

(1) 提出方法

ア 提出期間

令和5年12月6日（水）8時30分から

令和5年12月8日（金）17時15分まで

イ 提出先

3に掲げる担当課

ウ 提出の方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

7 審査及び評価

(1) 一次審査

参加表明書等の書類審査を行う。

(2) 二次審査

一次審査で選定された者によるプレゼンテーション並びにヒアリングを行う。

8 その他

詳細は、「古新田保育所再整備基本計画・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」による。